

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第9号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第14条の3 <省略> 2 条例第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（同条第2項の育児短時間勤務職員等、同条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員にあっては、それぞれ同条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）を5で除して得た時間に <u>2.1</u> を乗じて得た時間とする。	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第14条の3 <省略> 2 条例第22条第1項に規定する市長が規則で定める時間は、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（同条第2項の育児短時間勤務職員等、同条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員にあっては、それぞれ同条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）を5で除して得た時間に <u>1.9</u> を乗じて得た時間とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。